

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	公立学校施設災害復旧費		担当部局庁	大臣官房文教施設企画部		作成責任者					
事業開始・終了(予定)年度	昭和28年(負担金)～ 昭和29年(補助金)～		担当課室	施設企画課		施設企画課長 長坂 潤一					
会計区分	一般会計		施策名	Ⅱ-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条		関係する計画、通知等	-							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	災害によって被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費について、その一部を補助することにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	公立学校施設の設置者に対し、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(負担金)及び公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱(補助金)に基づき、被災した公立学校施設の復旧に係る総事業費の3分の2(離島等で5分の4)を補助する。										
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他										
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	502		96,163		4,100		47,650		148,415		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込			
			23年度	(年度)				災害復旧事業の国庫補助実施件数	件	(約2,960) 実施済み約2,300 実施予定約660 (第3次補正 実施予定:約60件)	
単位当たりコスト	-		算出根拠		災害復旧事業は、被災した各学校毎に事業内容が異なり、単位当たりコストを算出することは、妥当ではない。						
項目					内容						
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					東日本大震災により被災した公立学校施設の災害復旧を行い、学校施設を健全な状態に復旧することで、児童生徒等の安全を確保することを目的としており、「減災」の考え方にかなうものである。						
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					学校教育の円滑な実施及び避難場所として災害時の拠点として、公立学校の施設を早期に復旧する必要があり、被災地のニーズ及び優先度ともに高い事業である。						
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					早急に学校施設の復旧をはかって教育活動を円滑に継続するための効果的な事業である。						
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					公立学校の施設を原形に復旧する(当該施設の従前の効用を復旧する)事業の経費であり効率性は考慮されている。						
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条で「国は、公立学校の施設の災害復旧に要する経費について、その3分の2を負担する」と規定されており、国と公立学校の設置者である地方公共団体が実施する災害復旧事業についての役割分担は明確となっている。						
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					公立学校施設の災害復旧事業に限定しているとともに、地方公共団体の復旧計画に基づき、計画的に実施されるものとなっている。						
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					公立学校施設は早期に復旧し、学校教育の円滑な実施を確保する必要があることから、災害復旧事務手続きの簡素化等を学校設置者へ通知しており、迅速に着手することが可能。また、事業の執行や透明性については、財政当局の立会のもと現地調査にて事業(復旧)範囲及び内容を確認しており進行管理は適切に行われる。						